

平成29年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価報告に対する委員意見と検討結果について

委員意見		検討結果
1	別添1の位置づけがわからない。内容においても2事業者とも状況や改善点を含む評価が同じとなることはあり得るのか。	前段の資料は平成28年6月30日に承認いただいた「二宮町生活交通確保維持改善計画」に対する平成29年度の事業評価を行ったものです。別添1はその評価の際に協議会が地域公共交通確保維持改善事業を実施している2事業者の評価を行うものですが、2事業者ともに事業実施にあたり、同様の内容で契約をしています。そのため、著しくサービスが低いなどの苦情等が無い限り、評価内容も同様になると考えています。よって、評価の変更はしません。
2	定量的な目標・効果における事業目標において、「外出が週1回未満の高齢者割合」の表現を「現状 12.5%」から「平成28年 12.5%」に変えたらどうか。	ご指摘のあった事業目標の「12.5%」は、二宮町地域公共交通計画を策定する際に行った平成23年9月のアンケート結果を基礎値にしています。目標や効果は、平成28年6月30日に承認されたものであるため、表現等の変更は次期地域公共交通確保維持改善事業の作成の際に行います。